

内閣参質一三四第七号

平成八年二月十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員田英夫君提出戦後五十年の節目の年にあたっての日本国のエネルギー・原子力政策の抜本的転換に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田英夫君提出戦後五十年の節目の年にあたったの日本国のエネルギー・原子力政策

の抜本的転換に関する質問に対する答弁書

一の1について

高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）のナトリウム漏えい事故（以下「事故」という。）の発生時刻は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第六十七条第一項の規定に基づき平成七年十二月十八日付けで動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）理事長から科学技術庁長官に提出された報告書及び同月二十五日付けで動燃理事長から科学技術庁長官に提出された報告書（以下「十二月二十五日付け報告書」という。）によれば、中間熱交換器二次側出口におけるナトリウムの温度検出器が警報を発報した平成七年十二月八日十九時四十七分十三秒である。

一の2について

もんじゅの原子炉を自動停止させるほどのプラントパラメータ（プラントの状態を示すナトリウムの温度及び流量等のことをいう。）の変化がなかったためである。

## 一の3について

ナトリウム漏えいを検知することを目的とした装置としては温度計、液面計及びナトリウム漏えい検出器があり、温度計については十八個設置されていたが、液面計及びナトリウム漏えい検出器については何個設置されていたかは承知していない。また、ナトリウム漏えいの程度を把握する機能が期待されている装置としては火災検知器等があるが、何個設置されていたかは承知していない。

## 一の4について

十二月二十五日付け報告書によれば、ナトリウム漏えい検出器については平成七年十二月八日十九時四十八分二十五秒に作動しているが、温度計及び液面計については、一次主冷却系設備に設置されており事故の影響を直接受ける位置にはなかったため、作動していない。また、同報告書によれば、最初に火災検知器が発報したのは平成七年十二月八日十九時四十七分十九秒である。

## 一の5について

十二月二十五日付け報告書によれば、最初にナトリウムの温度検出器が警報を発報したのは平成七年十二月八日十九時四十七分十三秒であり、この時刻が事故発生時刻とされている。

一の6について

十二月二十五日付け報告書によれば、最初に火災検知器が発報したのは平成七年十二月八日十九時四十七分十九秒である。

一の7について

十二月二十五日付け報告書によれば、動燃の職員が事故の発生を確認したのは、現場確認を行った運転員が現場状況を当直長に報告した平成七年十二月八日十九時五十八分である。

一の8について

もんじゅには地震計として水平方向加速度検出器及び垂直方向加速度検出器が設置されており、これらの地震計は、地震の初動からの時間にかかわらず、地震の加速度がそれぞれ百六十ガル、八十ガルに達した時点で作動するよう設定されている。

これらの地震計が地震の初動から当該地震を感知するまでの時間及び原子炉の停止の指令を出すまでの時間については、地震によって加速度が初動からこれらの地震計の設定値に達するまでの時間が異なるため、一律に答えることはできない。また、これらの地震計が正常に作動した場合、当該地震計が地震を感

知してから約一・二秒以内に制御棒の挿入が完了し、原子炉が停止することとなる。

一の9について

十二月二十五日付け報告書によれば、動燃は、福井県に対しては平成七年十二月八日二十時三十五分に、科学技術庁に対しては同日二十時四十二分に、敦賀市に対しては同日二十時四十八分にそれぞれ事故の発生を通知している。また、同報告書によれば、動燃は、周辺住民だけでなく広く国民に周知するため、同日二十二時十分には事故の発生を公表している。

一の10について

十二月二十五日付け報告書によれば、動燃は、平成七年十二月八日二十一時二十分二十七秒に原子炉を手動トリップ（手動により原子炉を緊急停止させることをいう。以下同じ。）させている。

一の11について

動燃は、事故発生直後には、ナトリウム漏えい規模が小さいと考え、原子炉を手動により通常停止したものである。仮に原子炉を手動トリップさせた場合には、約一・二秒以内に制御棒の挿入が完了し、原子炉が停止することとなる。

一の12について

原子炉等規制法第三十条の規定に基づき平成七年一月二十五日付けで動燃理事長から科学技術庁長官に提出された原子炉の運転計画によれば、原子炉の中に事故当時入っていたプルトニウムは約千四百六十キログラムである。

二の1について

御質問の「配管」の総数及びその延べ延長距離については承知していない。

二の2について

御質問の「枝管」の総数及び「配管」と「枝管」の溶接箇所総数については承知していない。

二の3について

御質問の「配管」及び「枝管」のうち最も直径の大きい管は一次主冷却系配管であり、その直径は約

○・八メートル、肉厚は約十一ミリメートルである。

二の4について

御質問の「配管」及び「枝管」のうち最も肉厚の薄い管の肉厚及び直径については承知していない。

二の5から7までについて

政府は、もんじゅがその敷地において想定される最も影響の大きい地震による地震動に対して安全であることを確認している。具体的には、原子炉等規制法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の規定に基づく許可に係る審査に際してももんじゅの原子炉施設が原子炉設置許可申請書添付書類又は原子炉設置変更許可申請書添付書類に記載されている地震力に対して安全であることを確認している。なお、この原子炉設置許可申請書添付書類又は原子炉設置変更許可申請書添付書類は従来から公開されているところである。

また、御質問の「配管」及び「枝管」のうち最も直径の大きい管の材質はオーステナイト系ステンレス鋼であるが、御質問の「配管」及び「枝管」のうち最も肉厚の薄い管の材質は承知していない。

二の8及び9について

御質問の「配管」及び「枝管」並びにこれらの溶接箇所設計、施工及び工事完了後の検査の責任者及び担当者の職及び氏名については承知していない。

二の10について

もんじゅはその敷地において想定される最も影響の大きい地震による地震動に対して安全であることが確認されていることから、御質問の想定は行っておらず、答弁を差し控えたい。

三の1について

もんじゅの運転の目的は、高速増殖炉の開発及び発電である。

三の2について

もんじゅの建設費は約五千九百億円である。このうち国の電源開発促進対策特別会計からの支出は、約四千五百億円であり、すべて動燃に対する出資である。なお、当該建設費のうち、国の一般会計から支出されたものはない。

三の3について

平成七年度予算においては、もんじゅの維持管理等に係る経費として約二百二十億円を計上しているが、この内訳は、機器点検等に係る経費として約八十六億円、ユーティリティ（電気、ガス等をいう。以下同じ。）の供給、役務委託等に係る経費として約五十二億円、試験のための経費として約十五億円等である。平成八年度予算案においては、もんじゅの維持管理等に係る経費として約百九十億円を計上してい



るが、この内訳は、機器点検等に係る経費として約六十二億円、ユーティリティの供給、役務委託等に係る経費として約四十三億円等である。平成九年度以降のもんじゅの運転の収支については、事故の原因究明及び再発防止対策の進捗状況等を踏まえつつ、予算措置を検討することとしている。

また、もんじゅの使用済燃料は、動燃が現在建設中のリサイクル機器試験施設等において、高速増殖炉の使用済燃料の再処理に必要な研究開発に用いられるものと承知しているが、その研究開発に係る経費については、今後見積もられると承知している。

### 三の4について

動燃の平成七年四月一日現在の運転計画に基づく試算によれば、平成十二年三月三十一日までの五年間のもんじゅの発電予定の電力量は約五十億キロワット時になると承知している。

また、平成七年一月一日現在では、動燃は電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定するものをいう。以下同じ。）との間でもんじゅが発電する電力に係る電力受給契約を締結しておらず、電力料金の単価は決定されていないと承知している。

### 三の5について

もんじゅの原子炉が爆発することは考えられず、御質問の想定は行っていない。

#### 四の1について

電気事業者が有する原子力発電所に係る御質問の建設費は、電気事業者の算定によれば別表第一のおりになると承知している。ただし、別表第一の建設費には、研究開発費等原子力発電所に係るものを特定できない費用が算入されていないものと承知している。

また、当該建設費のうち、国の一般会計及び電源開発促進対策特別会計から支出されたものはない。

#### 四の2について

我が国最初の原子力発電所が発電を開始した時から、平成七年三月三十一日までの電気事業者の年度別の原子力発電による発電電力量及び発電電力量の合計に占めるその構成比は、別表第二のとおりである。

#### 四の3について

電気事業者が有する電気事業の用に供する電気工作物（電気事業法第二条第一項第十二号に規定するものをいう。以下同じ。）のうち発電用のものは、原子力発電所以外には、水力発電所及び火力発電所のみである。昭和四十年から平成六年度までの各年度の水力発電所及び火力発電所の出力（電気事業法第四

条第一項第三号イに規定するものをいう。以下同じ。）の合計は、別表第三のとおりである。

ただし、電気事業者が有する電気工作物については、電気事業法第五十四条に基づく定期検査等による維持管理のための停止等の運転上の制約から、別表第三に掲げる出力での発電が常に可能であるというわけではない。

#### 四の4及び5について

我が国の最初の原子力発電所が発電を開始した時から、平成七年三月三十一日までに電気事業者が有する各原子力発電所から所外に排出された固体、気体及び液体の低レベル放射性廃棄物の量並びにそれらの処理に要した費用の金額はそれぞれ別表第四、別表第五、別表第六及び別表第七のとおりである。高レベル放射性廃棄物は、再処理施設において使用済燃料から分離されるものであり、原子力発電所から排出されるものではない。

また、当該排出廃棄物の処理に要した費用のうち、国の一般会計及び電源開発促進対策特別会計から支出されたものはない。

#### 五の1について

一九六〇年代の十年間及び最近の十年間（一九八三～一九九二年）における毎年の日本及びフランスの地震発生件数は、別表第八のとおりである。

## 五の2について

政府は、原子力発電所がそれぞれの敷地において想定される最も影響の大きい地震による地震動に対して安全であることを確認している。具体的には、原子炉等規制法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の規定に基づく許可に係る審査に際して発電所の原子炉施設が原子炉設置許可申請書添付書類又は原子炉設置変更許可申請書添付書類に記載されている地震力に対して安全であることを確認している。なお、これらの原子炉設置許可申請書添付書類又は原子炉設置変更許可申請書添付書類は従来から公開されているところである。

また、御質問の原子炉施設の設計、施工及び工事完了後の検査の担当者の職及び氏名については承知していない。

## 五の3について

御質問の発電所に設けられている配管、枝管及び溶接箇所の数については承知していない。

政府は、原子力発電所がそれぞれの敷地において想定される最も影響の大きい地震による地震動に対して安全であることを確認している。具体的には、原子炉等規制法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の規定に基づく許可に係る審査に際して発電所の原子炉施設が原子炉設置許可申請書添付書類又は原子炉設置変更許可申請書添付書類に記載されている地震力に対して安全であることを確認している。

また、御質問の発電所の配管、枝管及び溶接箇所的设计、施工及び工事完了後の検査の担当者の職及び氏名については承知していない。

五の4について

御質問の発電所はそれぞれの敷地において想定される最も影響の大きい地震による地震動に対して安全であることが確認されていることから、御質問の想定は行っていない。

五の5について

御質問の発電所の原子炉が爆発することは考えられず、御質問の想定は行っていない。

六の1について

御指摘のいわゆるオイルショックにおいて、貿易統計上輸入原油価格の高値が確定した時点である昭和

五十一年一月前後各十二カ月と、昭和五十六年八月前後十二カ月の需要電力量（電気事業者が供給したものに限る。）は別表第九のとおりである。

六の2及び3について

これまで原子力発電関連で支出された資金の金額を特定することは極めて困難であり、また、仮にこれを特定できたとしても、太陽熱発電又は火力発電の開発等にどの程度の金額が必要かを算定することは極めて困難であることから、御質問の試算については答弁を差し控えたい。

別表第一

年度	建設費
昭和二九	○
昭和三〇	○
昭和三一	○
昭和三二	一
昭和三三	三
昭和三四	一一
昭和三五	三五
昭和三六	四四
昭和三七	五三
昭和三八	一三〇
昭和三九	七六

昭和四〇	六〇
昭和四一	九九
昭和四二	一九二
昭和四三	四〇二
昭和四四	四七五
昭和四五	七七二
昭和四六	一、一七九
昭和四七	一、七六九
昭和四八	一、九九六
昭和四九	二、四七九
昭和五〇	二、三六七
昭和五一	二、六八五
昭和五二	三、〇〇〇



年 度	建 設 費
昭和五三	二、九〇四
昭和五四	二、四五〇
昭和五五	五、八六八
昭和五六	五、〇七三
昭和五七	六、三九二
昭和五八	七、八四八
昭和五九	七、〇七四
昭和六〇	六、一四二
昭和六一	六、二二〇
昭和六二	四、七五六
昭和六三	五、六六六
平成 元	四、八六九

平成二	五、八二七
平成三	六、九九四
平成四	五、八九七
平成五	四、三三六
平成六	三、一〇五

(注) 単位は、億円である。

別表第二

電気事業者の年度別原子力発電電力量及び発電電力量の合計に占めるその構成比

年度別	発電電力量の合計	原子力発電電力量	原子力発電構成比
昭和四〇	一六七、六三五	一一	〇・〇一
昭和四一	一八七、〇三七	五五五	〇・三
昭和四二	二二三、九一五	六〇五	〇・三
昭和四三	二三五、八一六	一、〇三七	〇・四
昭和四四	二七二、二三三	一、〇七二	〇・四
昭和四五	三〇七、五八八	四、五八一	一・五
昭和四六	三二六、九八五	八、〇〇九	二・四
昭和四七	三六五、八七八	九、四七六	二・六
昭和四八	四〇六、〇三二	九、七〇四	二・四

昭和四九	三九七、七二六	一九、七〇〇	五・〇
昭和五〇	四一四、〇二六	二五、一〇二	六・一
昭和五一	四四八、四三二	三四、〇七九	七・六
昭和五二	四六七、九九二	三一、六五八	六・八
昭和五三	四九七、〇二二	五八、九五五	一一・九
昭和五四	五二一、六二四	六九、三四四	一三・三
昭和五五	五二四、〇五〇	八二、〇〇九	一六・〇
昭和五六	五二三、一四四	八七、二三一	一六・七
昭和五七	五二三、四七六	一〇一、八三五	一九・五
昭和五八	五五五、四九三	一一三、一二三	二〇・四
昭和五九	五八二、一九五	一三三、二二八	二二・九
昭和六〇	六〇三、九二六	一五八、九八三	二六・三
昭和六一	六〇一、五一〇	一六七、三三四	二七・八

年度別	発電合力量計量	原子力発電量	原子力発電構成比
昭和六二	六四〇、一六五	一八六、六〇七	二九・一
昭和六三	六六六、七七四	一七七、六一七	二六・六
平成元	七〇四、六七六	一八一、八六四	二五・八
平成二	七五七、五九三	二〇一、四〇三	二六・六
平成三	七八三、一一二	二二二、三四二	二七・一
平成四	七八八、二六四	二三三、三〇六	二八・二
平成五	七九五、七〇八	二四八、二二六	三一・二
平成六	八四九、二五九	二六八、一六四	三一・六

(注) 一 発電電力量の単位は百万キロワット時である。

(注) 二 原子力発電構成比の単位はパーセントである。

別表第三（電気事業用発電設備）

年度	水力発電	火力発電	計
昭和四〇	一五、二七〇	二二、二三八	三六、四九九
昭和四一	一五、七九五	二二、八二二	三九、六〇七
昭和四二	一六、一〇八	二七、六一六	四三、七二四
昭和四三	一六、七九七	二九、六七五	四六、四七二
昭和四四	一八、一八六	三三、一五七	五一、三四三
昭和四五	一八、九二二	三八、七二一	五七、六三三
昭和四六	一九、一〇三	四五、八〇五	六四、九〇八
昭和四七	一九、六六三	五三、〇九六	七二、七五九
昭和四八	二一、五一九	六〇、六〇七	八二、一二六
昭和四九	二二、四七八	六六、〇九六	八八、五七四
昭和五〇	二三、七八五	六九、三五三	九三、一三八

年度	水力発電	火力発電	計
昭和五一	二四、九〇五	七一、四五八	九六、三六三
昭和五二	二五、〇二九	七六、一〇〇	一〇一、一二九
昭和五三	二六、二四六	七八、七〇七	一〇四、九五三
昭和五四	二七、二〇七	八一、九九五	一〇九、二〇二
昭和五五	二八、六六七	八五、一八一	一一三、八四八
昭和五六	三〇、四八二	八八、九四三	一一九、四二五
昭和五七	三一、一九二	九〇、四七四	一二二、六六六
昭和五八	三一、四〇〇	九三、五八〇	一二五、九八〇
昭和五九	三一、八二九	九四、九四八	一二七、七七七
昭和六〇	三三、一九五	九六、六一三	一二九、八〇八
昭和六一	三四、五四三	九八、一一六	一三三、六五九
昭和六二	三五、二三〇	九九、九〇二	一三五、一三二

昭和六三	三六、一三四	九九、九八七	一三六、一二一
平成元	三六、三三三	一〇二、三七三	一三八、六九五
平成二	三六、四五二	一〇七、一四〇	一四三、五九二
平成三	三七、七三四	一〇八、六二四	一四六、三五八
平成四	三八、一四〇	一一一、二七四	一四九、四一四
平成五	三八、五九三	一一三、四五九	一五二、〇五二
平成六	四〇、五五八	一二六、七六三	一五七、三二一

(注) 一 単位は、千キロワットである。

(注) 二 四捨五入の関係で、計が一致しないものがある。



別表第四（固体の低レベル放射性廃棄物）

年度	排出量
平成四	六、〇八〇
平成五	二〇、五二〇
平成六	一三、〇〇〇

（注）一 排出量は、二百リットル入りドラム缶の本数である。

（注）二 昭和四十年から平成三年度までの排出はない。

別表第五（気体の低レベル放射性廃棄物）

年度	放射性希ガス	放射性元素
昭和四〇	一	一
昭和四一	七八テラベクレル	一
昭和四二	八二テラベクレル	一
昭和四三	二二〇テラベクレル	一
昭和四四	二〇〇テラベクレル	検出限界以下
昭和四五	五・一ペタベクレル	一四ギガベクレル
昭和四六	四・四ペタベクレル	四三ギガベクレル
昭和四七	四・〇ペタベクレル	一八ギガベクレル
昭和四八	六二〇テラベクレル	三六ギガベクレル
昭和四九	九八〇テラベクレル	二三ギガベクレル
昭和五〇	八六〇テラベクレル	二・九ギガベクレル

年度	放射性希ガス	放射性よう素
昭和五一	九一〇テラベクレル	九・一ギガベクレル
昭和五二	六〇〇テラベクレル	四・八ギガベクレル
昭和五三	八五〇テラベクレル	二八ギガベクレル
昭和五四	四四〇テラベクレル	五・九ギガベクレル
昭和五五	四九〇テラベクレル	三・三ギガベクレル
昭和五六	四三〇テラベクレル	二・五ギガベクレル
昭和五七	三八〇テラベクレル	二・一ギガベクレル
昭和五八	三九〇テラベクレル	一・四ギガベクレル
昭和五九	三一〇テラベクレル	六一〇メガベクレル
昭和六〇	二九〇テラベクレル	一九〇メガベクレル
昭和六一	二九〇テラベクレル	一・二ギガベクレル
昭和六二	二三〇テラベクレル	一二〇メガベクレル

昭和六三	二六〇テラベクレル	一二〇メガベクレル
平成元	二一〇テラベクレル	一四メガベクレル
平成二	二七〇テラベクレル	四〇〇メガベクレル
平成三	二五〇テラベクレル	二四〇メガベクレル
平成四	三〇〇テラベクレル	八三メガベクレル
平成五	一・六テラベクレル	一七メガベクレル
平成六	二八〇テラベクレル	三・六メガベクレル

(注) 一 「」は、データがないことを示す。

(注) 二 昭和六十一年度の放射性よう素の値には、チェルノブイル原子力発電所事故の影響が見られる。

(注) 三 放射性よう素のうち、東海発電所の昭和四十四年度から昭和五十一年度分、福島第一原子力発電所の昭和四十五年度分、美浜発電所の昭和四十五年度から昭和四十九年度分及び高浜発電所の昭和四十八年度から昭和四十九年度分については、データがないため集計に含まれていない。

い。

(注) 四 有効数字は二桁である。

別表第六（液体の低レベル放射性廃棄物）

年度	トリチウムを除く放射性廃棄物	トリチウム
昭和四〇	二・九メガベクレル	―
昭和四一	七〇メガベクレル	―
昭和四二	九八〇メガベクレル	―
昭和四三	一四ギガベクレル	―
昭和四四	一二〇ギガベクレル	―
昭和四五	一九〇ギガベクレル	一・七テラベクレル
昭和四六	一三〇ギガベクレル	五・四テラベクレル
昭和四七	二六ギガベクレル	九・一テラベクレル
昭和四八	二三ギガベクレル	一一テラベクレル
昭和四九	二三ギガベクレル	一六テラベクレル
昭和五〇	三三ギガベクレル	二二テラベクレル

年度	トリチウムを除く放射性廃棄物	トリチウム
昭和五一	四二ギガベクレル	三四テラベクレル
昭和五二	二二ギガベクレル	三七テラベクレル
昭和五三	一二ギガベクレル	六一テラベクレル
昭和五四	九・四ギガベクレル	五二テラベクレル
昭和五五	四・〇ギガベクレル	八一テラベクレル
昭和五六	二・七ギガベクレル	六九テラベクレル
昭和五七	一・五ギガベクレル	一〇〇テラベクレル
昭和五八	九一〇メガベクレル	一〇〇テラベクレル
昭和五九	五一〇メガベクレル	一三〇テラベクレル
昭和六〇	四〇〇メガベクレル	一六〇テラベクレル
昭和六一	二八〇メガベクレル	二二〇テラベクレル
昭和六二	一三〇メガベクレル	二三〇テラベクレル

昭和六三	八一メガベクレル	二二〇テラベクレル
平成元	四一メガベクレル	二〇〇テラベクレル
平成二	六六メガベクレル	二二〇テラベクレル
平成三	三〇メガベクレル	二〇〇テラベクレル
平成四	二六メガベクレル	二三〇テラベクレル
平成五	一〇メガベクレル	二八〇テラベクレル
平成六	二・一メガベクレル	二七〇テラベクレル

(注) 一 「―」は、データがないことを示す。

(注) 二 昭和六十一年度のトリチウムを除く放射性廃棄物の値には、チェルノブイル原子力発電所事故の影響が見られる。

(注) 三 トリチウムのうち、東海発電所の昭和四十五年度から昭和五十一年度分、福島第一原子力発電所の昭和四十五年度から昭和四十九年度分、浜岡原子力発電所の昭和四十九年度分及び島根原子力発電所の昭和四十八年度分については、データがないため集計に含まれていない。



(注) 四 有効数字は二桁である。

別表第七（低レベル放射性廃棄物の処理に要した費用の金額）

年度	金額
昭和四〇	〇
昭和四一	〇
昭和四二	〇
昭和四三	〇
昭和四四	一
昭和四五	二
昭和四六	三
昭和四七	三
昭和四八	四
昭和四九	七

年度	金額
昭和五〇	一一
昭和五一	一七
昭和五二	四二
昭和五三	八二
昭和五四	一三六
昭和五五	一四〇
昭和五六	六三
昭和五七	一〇〇
昭和五八	九七
昭和五九	一一四

年度	金額
昭和六〇	一二七
昭和六一	一三八
昭和六二	一三三
昭和六三	一三五
平成元	一四五
平成二	一四七
平成三	一六五
平成四	二四二
平成五	三二四
平成六	三六三

（注）一 単位は、億円である。

(注) 二 四捨五入の関係で、昭和四十一年度から昭和四十三年度までの金額の欄は「○」と記載されている。

別表第八

日本とフランスの地震発生件数

1960年代の10年間

	日 本		フ ラ ン ス	
	有感	無感	有感	無感
1960年	886( 92)	341( 36)	0( 0)	-( -)
61	1,051( 92)	262( 18)	0( 0)	-( -)
62	1,821( 74)	263( 12)	1( 0)	-( -)
63	875( 63)	289( 49)	1( 0)	-( -)
64	1,231(100)	359( 38)	7( 0)	-( -)
65	8,124( 69)	116( 34)	1( 0)	-( -)
66	52,871( 61)	78( 16)	8( 0)	-( -)
67	3,106( 64)	116( 23)	5( 2)	-( -)
68	2,332(234)	294( 46)	4( 0)	2( 0)
69	1,279(113)	296( 57)	2( 0)	2( 0)
計	73,576(962)	2,414(329)	29( 2)	4( 0)

最近の10年間(1983~1992年)

	日 本		フ ラ ン ス	
	有感	無感	有感	無感
1983年	1,143(129)	3,591( 30)	0( 0)	227( 0)
84	1,276( 77)	4,352( 32)	8( 0)	293( 0)
85	679( 66)	4,408( 19)	22( 0)	276( 0)
86	1,248( 47)	5,600( 16)	36( 0)	307( 0)
87	760( 71)	6,437( 29)	31( 0)	270( 0)
88	857( 59)	10,490( 23)	18( 0)	295( 0)
89	1,058( 90)	10,875( 38)	30( 0)	547( 0)
90	689( 71)	10,725( 28)	49( 0)	571( 0)
91	636( 46)	10,659( 36)	27( 0)	681( 0)
92	1,999( 87)	14,135( 60)	25( 0)	649( 0)
計	10,345(743)	81,272(311)	246( 0)	4,116( 0)

(注) 1. 日本の地震発生件数は、気象庁発刊の「地震月報」による日本の内陸及び周辺海域で発生した地震数。なお、1966年の有感地震の急増は、松代群発地震による。

2. フランスの地震発生件数は、International Seismological Centre 発刊の「Regional Catalogue of Earthquakes」による「フランス」、「ピレネー」及び「南フランス沿岸」で発生した地震数。ただし、1960年から1963年については、KEW Observatory 又はInternational Seismological Centre 発刊の「International Seismological Summary」による。また、1967年以前については、有感地震と無感地震の区別が行われていないので、有感地震として計数している。

3. ( ) は、マグニチュード5.0以上の地震発生件数。

4. 「最近の10年間」は、1993年以降の上記「Regional Catalogue of Earthquakes」が未刊であるので、1992年以前の10年間とした。

5. 観測点の増加及び地震計の精度向上により、近年の無感地震の報告件数は急増している。

別表第九

昭和五〇／一	年／月	需要電力量	昭和五五／八	年／月	需要電力量
二		二九、三六五	九		三九、七九七
三		二九、二三六	一〇		三八、五三一
四		二八、七三五	一一		三六、五三六
五		二八、〇六二	一二		三七、〇五六
六		二九、四二三	昭 和 五 六 ／ 一		四〇、一七八
七		三一、五三四	二		三八、七二八
八		三四、三八〇	三		三九、一一八
九		三四、〇七八	四		三七、七二四
一〇		三一、八六六	五		三七、一五二
一一		二九、六一三	六		三六、二一〇

三	昭 和 五 二 ／ 一	三〇、四五〇
二	三三、四七六	三二、三七〇
三	三三、一〇〇	三三、四七六
四	三一、八〇五	三三、一〇〇
五	三〇、八三九	三一、八〇五
六	三一、八五七	三〇、八三九
七	三三、九九〇	三一、八五七
八	三六、五七一	三三、九九〇
九	三五、四四九	三六、五七一
一〇	三三、六〇九	三五、四四九
一一	三三、三四六	三三、六〇九
一二	三三、六三五	三三、三四六
七	昭 和 五 七 ／ 一	四〇、八七一
八	四四、一五四	三九、二〇一
九	四一、五三二	四〇、四三二
一〇	三八、〇六〇	三八、七三七
一一	三八、〇二四	三八、〇六〇
一二	三八、七三七	三八、〇二四
一	三九、二〇一	三八、七三七
二	三八、六八七	三九、二〇一
三	三八、八一二	三八、六八七
四	三七、七三〇	三八、八一二
五	三七、一八三	三七、七三〇
六	三九、五〇五	三七、一八三
七		三九、五〇五

昭和五二／一	年／月	三四、一二五	需要電力量
	年／月	八	需要電力量
		四一、五二七	需要電力量

(注) 需要電力量の単位は百万キロワット時である。